

監 発 第 16 号
平成 25 年 5 月 30 日

庄 内 町 長 原 田 眞 樹 殿

庄内町代表監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 小 林 清 悟

公の施設の管理者（指定管理者）監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

公の施設の管理者（指定管理者） 監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町カートソレイユ最上川の指定管理者である余目カートクラブソレイユに対する指定管理に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[委託料の名称及び金額]

・カートソレイユ最上川指定管理委託料（24年度分） 4,800千円

(2) 監査を執行した期日

平成25年5月27日(月)

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 18 号
平成 25 年 6 月 5 日

庄 内 町 長 原 田 眞 樹 殿

庄内町代表監査委員 斎 藤 昌 史
庄内町監査委員 小 林 清 悟

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(2) 監査を執行した期日及び対象

監 査 期 日	監査対象団体・補助金額等	
平成 25 年 6 月 3 日(月)	庄内町体育協会	平成 24 年度補助金 3,000 千円
平成 25 年 6 月 3 日(月)	庄内町総合型スポーツクラブ コメっち*わくわくクラブ	平成 24 年度補助金 5,100 千円

(3) 実施した監査の手続き

上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 35 号
平成 25 年 8 月 21 日

庄 内 町 長 原 田 眞 樹 殿

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史
庄内町監査委員 小 林 清 悟

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る、出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・庄内町商工会事業補助金	10,787千円
・庄内町商工ふれあい会館建設支援事業補助金	3,414千円
・商工業振興支援事業補助金(後継者育成支援事業)	627千円
・商工業振興支援事業補助金(中小企業グループ活動支援事業)	171千円
・「食」を活用した賑わい創出事業委託料(食べぶら事業)	7,663千円

(2) 監査を執行した期日

平成25年8月19日(月) 9:30～

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

補助金の手続きに関する事務は、適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理に細心の注意をもって対処すべき件も見受けられたので、以後、これまで以上の細やかな対応を望むものである。

監 発 第 38 号
平成 25 年 8 月 27 日

庄 内 町 長 原 田 眞 樹 殿

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史
庄内町 監 査 委 員 小 林 清 悟

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る、出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・庄内町社会福祉協議会運営費補助金	42,131千円
・障害者相談支援事業委託料	6,450千円
・介護事業関係委託料	23,300千円

(2) 監査を執行した期日

平成25年8月26日(月)

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

総体に概ね良好であると認められた。